

## 令和5年度 個人情報保護制度の運用状況

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）による保有個人情報の開示請求、決定、審査請求など、令和 5 年度の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

※ 令和 4 年度までは、旧条例（香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）をいう。以下同じ。）に基づき運用していましたが、令和 5 年度からは、法に基づく運用が始まりました。

### 1 個人情報ファイル簿の作成状況

- 県の機関は、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したものである「個人情報ファイル」(本人の数が 1,000 人未満のもの等を除く。)について、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目等を記載した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しています（法第 75 条第 1 項）。
- 令和 5 年度末現在で、304 件の事務について作成し、公表しています。

【表 1】個人情報ファイル簿の作成状況（単位：件）

県 の 機 関	令和5年度
知事	165
教育委員会	102
公安委員会	0
警察本部長	21
選挙管理委員会	3
人事委員会	0
監査委員	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	13
計	304

### （参考）個人情報取扱事務の登録状況

旧条例においては、県の実施機関は、氏名、住所など特定の個人が識別される個人情報を取り扱う事務について、その事務の名称、目的、記録項目等を記載した「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、一般の閲覧に供していましたが（旧条例第 13 条）。

個人情報取扱事務の登録状況（単位：件）

実 施 機 関	令和3年度	令和4年度
知事	1,192	1,198
教育委員会	203	205
公安委員会	3	3
警察本部長	139	139
選挙管理委員会	10	11
人事委員会	12	12
監査委員	11	11
労働委員会	16	16
収用委員会	9	9
海区漁業調整委員会	10	10
内水面漁場管理委員会	10	10
病院事業管理者	32	32
計	1,647	1,656

## 2 個人情報開示請求の件数とその決定状況等

- 令和5年度の請求件数は109件（対前年度比93%）、決定件数（文書件数）は222件（対前年度比91%）でした。これは、知事部局において、請求件数及び決定件数（文書件数）が減少したことによるものです。

【表2】開示請求の件数とその決定状況等

（単位：件）

県 の 機 関	請求 件数	決定件数 (文書件数)	決 定 状 況 等					取下げ
			開示	部分 開示	不 開 示			
					全部 不開示	文書 不存在	形式上の 不備等	
知事	39	45	21	14	1	9		
教育委員会	4	17	4	13				
公安委員会								
警察本部長	66	160	4	151		3		2
選挙管理委員会								
人事委員会								
監査委員								
労働委員会								
収用委員会								
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
病院事業管理者								
令和5年度 計	109	222	29	178	1	12		2
令和4年度 計	117	244	92	136	1	15		
令和3年度 計	157	390	169	207	3	7		4

※ 旧条例においては、請求権のない者からの請求、必要事項の未記載等形式的要件を備えていないもので補正に応じない場合等については、開示請求を却下することとしており、表中の令和3年度及び令和4年度の取下げの区分は、却下を含む。

## 3 訂正請求の件数と決定状況

- 開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について事実の誤りがある場合は、訂正請求をすることができます（法第90条（令和3年度及び令和4年度は、旧条例第28条））。
- 令和5年度の訂正請求は、0件でした。

【表3】訂正請求の件数及び決定状況

（単位：件）

年度	実施機関	請求件数	決定状況		調査中
			訂正	不訂正	
令和5年度					
令和4年度					
令和3年度					

※ 表中の令和3年度及び令和4年度の不訂正の区分は、却下を含む。

#### 4 利用停止請求の件数と決定状況

- 開示を受けた自己を本人とする個人情報について、不適正に取り扱われている場合は、利用停止請求をすることができます（法第 98 条（令和 3 年度及び令和 4 年度は、旧条例第 36 条））。
- 令和 5 年度の利用停止請求は、0 件でした。

【表 4】利用停止請求の件数及び決定状況 (単位：件)

年 度	実施機関	請求件数	決 定 状 況		調査中
			利用停止	利用不停止	
令和5年度					
令和4年度					
令和3年度					

※ 表中の令和 3 年度及び令和 4 年度の利用不停止の区分は、却下を含む。

#### 5 審査請求の件数と審議会における処理状況

- 開示請求等に対する決定について不服がある者は、行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 令和 5 年度の審査請求の件数は、1 件でした。

【表 5】審査請求の件数と審議会における処理状況 (単位：件)

年 度	審査請求件数	答申件数	答 申 内 容			却下 又は 取下げ	審理中 (年度末 現在)
			諮問庁の判断 は妥当でない	諮問庁の判断 は一部妥当でない	諮問庁の判断 は妥当である		
令和5年度	1					1	
令和4年度							
令和3年度							

注 最近の答申については、行政不服審査法第 79 条の規定に基づき、県ホームページにその概要を公表しています。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kocho/kojinjoho/shingikai/tousin.html>)